

令和5年度第1回 流山市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

(期 日) 令和5年6月14日(水) 午後2時～午後3時

(会 場) 流山市役所第2庁舎3階304会議室

(出席委員) 千葉地方法務局松戸支局総務課 課長 鈴木 雄希
 千葉県警察流山警察署生活安全課 課長 今野 浩昭
 松戸人権擁護委員協議会 人権擁護委員 中島 美江
 流山市PTA連絡協議会 会長 金井 美穂
 流山市立新川小学校 校長 長谷川 伸一
 流山市立八木中学校 校長 辻本 晃

事務局	<p>お時間となりましたので、ただいまより、令和5年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。柏児童相談所の並木様、流山医師会の鎌田様のお2人は諸事情により欠席となっておりますので、6名で会議を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今年度より委員になられた皆様に委嘱状を交付させていただきます。</p>
	<p>(委嘱状交付) (委員、事務局自己紹介)</p>
事務局	<p>流山市いじめ問題対策連絡協議会に関する説明を、事務局よりさせていただきます。流山市いじめ問題対策連絡協議会は、流山市のいじめに関わる諸問題についての情報共有を行い、いじめ問題への対処のための連携体制を作ることを目的としています。この会議は公開されていますので、議事録を流山市のホームページに公開する予定となっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>本会議における会長、副会長について確認させていただきます。例年、会長は中学校の生徒指導担当校長、副会長は小学校の生徒指導担当校長をお願いしており、会長は中学校校長会の辻本先生、副会長は小学校校長会の長谷川先生をお願いしたく存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員一同が同意)</p> <p>ありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。ここからは流山市いじめ防止対策推進条例に基づき、辻本会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
辻本会長	<p>それでは、報告・協議に入ります。事務局、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。令和4年度いじめ認知件数調査(4月～3月)と、いじめ重大事態について報告させていただきます。令和4年度いじめアンケート集計結果の資料をご覧ください。小学校のいじめ認知件数が4954、中学校が475となっております。いじめ認知件数は、被害児童1名につき1件という認知となっております。1人の児童生徒が複数の加害児童生徒から受けた場合も1件とカウントさせていただきます。</p> <p>小学校ですが、認知件数4954件に対し、解消件数、昨年度末までの間に解消した件数が4504件、継続支援中ということで今年度も継続的に支援をしている件数が450件となっています。解消率は90.9%という状況です。中学校のほうは、認知件数475件に対し、解消件数が454件、解消率は95.6%、引き続き継続支援中のものは21件で4.4%となっています。</p> <p>いじめ発生学年ですが、小学校の男女合わせての件数、人数を上げさせていただきます。1年生が1232件、2年生が1099件、3年生が925件、</p>

	<p>4年生691件、5年生594件、6年生413件、合計4954件となっています。低学年のほうか数としては多いんですけども、これは、単純に母数、全体の人数が増えているということと、低学年に関しては認知の度合い、少し叩かれた、悪口や嫌なことを言われたところに関してもすべて認知件数として上げていることもあり、低学年のほうか数が多くなっております。中学生は、1年生が238件、2年生が151件、3年生が86件となっております。こちら、1年生のほうか件数が増えていますが、人数の増減、認知の度合いといったところで1年生のほうか数が増えております。</p> <p>昨年度の重大事態の件数でございます。令和4年度、流山市が認知しました重大事態の件数ですが、小学校、中学校合わせて9件のいじめ重大事態を認知しております。うち小学校が6件、中学校は3件です。重大事態に関しましては、いじめによる不登校、重大事態における2号事案の件数が多く、いじめが元となって不登校となっている児童生徒が比率としては多くなっております。</p> <p>続きまして、『保護者の方へ（重大事態についてのご説明）』という資料をご覧ください。こちらですが、今年度から、重大事態の発生時についての説明資料を教育委員会のほうで作成したものです。</p> <p>（資料を読み上げて説明）</p> <p>調査に関する内容をこのようにまとめました。</p> <p>昨年度までは口頭で説明していたのですが、今年度からはこの書面を、被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者それぞれにこの用紙をお渡しして説明をすることにしています。</p>
辻本会長	<p>それでは、令和4年度いじめ認知件数、重大事態について、何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では事務局、続けてお願いします。</p>
事務局	<p>では、続きまして、いじめ防止相談対策室の年間活動予定についてご説明いたします。『令和5年度いじめに対する取組一覧』をご覧ください。項目の上から順にご説明いたします。</p> <p>まず、WEB-QUについてです。WEB-QUは、学校・学級生活の不適応、不登校、いじめの被害の可能性の高い子どもを早期に発見することを目的に行っております。令和2年度、令和3年度は紙で実施をしていましたが、令和4年度からは、1人1台タブレット端末がありますので、そちらを使用して児童生徒はアンケートに答えていきます。対象学年は小学校が3年生から6年生、中学校は1年生から3年生となっております。1学期と2学期に1度ずつ実施します。これは、1学期の実施で見えてきた児童生徒の様子を基に分析を行い、適切な支援・指導を行うことで、児童生徒の困り感をなくしていくことを狙いとしています。今年度は6・7月に1回目、11・12月に2回目を実施します。</p> <p>2つ目、いじめ認知アンケートについてです。いじめ認知アンケートは、学校生活の中でのいじめを認知することを目的としています。対象学年は、小中学校ともに全学年の児童生徒です。年に2回、6月と11月に行います。いじめの認知をアンケートだけで行うのではなく、普段の生活の中でも積極的に認知を行っていくよう各学校に働きかけを行っています。認知した場合は必ず記録に残すこと、月末には必ず各校の状況を報告することを周知しております。なお、緊急を要するいじめについては、学校と連携を図り、早期に対応するようにしています。</p> <p>3つ目、ストレスチェックについてです。ストレスチェックは、令和3年度より、小学校5、6年生及び中学校1、2、3年生を対象に行われております。見</p>

	<p>児童生徒、保護者及び教職員が、児童生徒のストレスや心身の健康状態に気付き、ストレス要因を把握することで、心と体の健康を保持すること、並びに、学校のストレス状況の分析を通し、学校環境の改善とさらなる対策の推進を図ることを目的に行われています。</p> <p>4つ目、心の天気アプリについてです。児童生徒が自分の気持ちを天気にして表現し、それを教職員が見ることにより、児童生徒の目に見えない心の様子を見取る方法のひとつとして活用されています。タブレット端末を使って行います。担任以外にも児童生徒の回答を見ることができると、校内全体での見守りにも活用できます。</p> <p>5つ目、いじめ授業についてです。いじめ授業は、児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識し、いじめの対処を理解し行動できる力をつけることを目的に行われています。初めに、中学校で実施していることについてご説明いたします。中学校では、1年生を対象に2回実施されており、1回目は1学期にスタンドバイ株式会社による授業を、2回目は2学期にスクールロイヤーによる授業を実施しております。続いて小学校についてご説明します。小学校は、1～4年生、6年生に指導案を提供し、いじめ防止授業を行っています。5年生はスクールロイヤーによるいじめ防止授業を行っています。</p> <p>最後に、職員研修についてご説明いたします。市内全小中学校にスクールロイヤーと指導主事が訪問し、教職員を対象に研修を行います。スクールロイヤーは法的な観点から、指導主事は教育的な観点から、それぞれ話をします。いじめが行ってからの対応だけではなく、未然防止のための対策についても考えていただき、いじめ防止に対して知識・感覚を養っていくことを目的としております。</p> <p>取組についての説明は以上となります。どの取組も、いじめが起きた後に、児童生徒が置かれていた状況を知るための手立てとしても活用されております。それだけではなく、いじめが起ることを未然に防ぐことも大切だと考えております。児童生徒が安全、安心に過ごせるような環境づくりに今後も取り組んでまいりたいと考えております。</p>
辻本会長	はい。いじめに対する取組ということで、いくつか対策内容を説明されましたが、何かご意見等はございますでしょうか。
中島委員	<p>すみません、2つほどあります。</p> <p>心の天気アプリというのを全職員が見ていると伺ったのですが、これは子どもたちが、それぞれ今日は曇りだ、晴れだとか、気持ちを出すんですね。そうすると、中にはずっと曇りだったりする子もあると思うんです。どれくらいの数が、気になるなあ、と先生方の中で上がってきているのでしょうか。せっかく把握しているのであるなら、「この子いつも曇りが多いよね」という気付きみたいな、そういうのは、どれくらい数があるのでしょうか。</p> <p>もう1つは、いじめの授業におけるスタンドバイについての質問なんですが、これは誰かに頼んでやっているのでしょうか。それと、中学生は1年生だけで、2年生、3年生はやっていない、という理解でよいのでしょうか。</p> <p>それと、小学校の1年から4年、6年には、いじめの授業の指導案を提供しているということでしたが、この指導案は誰が提供していて、どんなふうに行われているのかなというのが気になりました。</p> <p>それと、学年が1年から4年といっても、全市内の学校がやっているのかについても、実態が分かると嬉しいなと思います。せっかく前向きに取り組んでいる</p>

	ことなので、教えていただけるとありがたいです。
辻本会長	複数個ありましたので、まずは天気のアプリについては長谷川校長先生。
長谷川副会長	私は自分の学校のことだけしか把握していませんが、通常級が12クラスあります、各学年2クラスで6学年まで。特別支援学級でももちろん心の天気アプリをやっているんですけど、それを含めると15クラスの中で、昨年度、雨ばかり続いているお子さんが気になったので、担任に「どんなふうに住んでいるか、『困りごとは何だ』と水を向けてくれ」と言ったのが、15クラス中2クラス、それぞれ1人ずついました。連続はしないけども雨があたり曇りがあたりというのは多数あるのですが、こちらサイドとして見ていてあまりにも続いていて心配だというケースが、特別支援級も含めて15分の2でした。他校の様子は把握しきれませんが、だいたいそのくらいの割合なんじゃないかなと思います。
辻本会長	中学校でも、基本的に、雨マークとかが付くとすぐ担任が、どうした、と言って声を掛けるんです。すぐにそこで、小さな日常のことでも、なぜ雨なのかと。曇りの部分は複数回続かないですけど、雨というのは一番悪いということですので、それについては担任がアプローチするという形で対応しております。続いて、スタンドバイというのは。
事務局	はい、私のほうから説明します。教育委員会のほうで予算を取っていただいて、市教委と連携を取ってスタンドバイ株式会社にいじめの授業をやっていただくというところで、中学1年生で授業を行います。2年前に会社の名前がストップイットとからスタンドバイに変わりましたが、内容は変わりません。基本的には授業を1コマ50分取って、子どもに対していじめ防止授業を委託して行っています。その中で、スタンドバイアプリというのがあり、今子どもたちはSNSを非常に活用しており、1人1台端末や携帯を持っているということもあって、アプリを取得して相談ができるようになってます。2年前までは「いじめ相談アプリ」と表現していたのですが、現在は「悩み相談アプリ」というような形で、現代にマッチしている部分だと思うんですけども、電話ではなかなか直接話せない子もメールだと話ができるということで、匿名でメール相談ができるものとなっています。
辻本会長	中学校の2、3年生は実施しないのかということについて、1年生の時に、全市内の1年生がこれを受けておりますので、要は「いじめとは何ぞや」ということをここで再確認することによって、これからどういう行動をしたらいじめと認知されるか理解することによって、先ほども数値でもあったんですけども、中学校1年生が240人弱、次（2年生）でその3分の2弱、次（3年生）で3分の1と、徐々にいじめということを認識することによって行動変容があるということで、これは非常に有意義な授業だなというのが学校としての感想です。最後に、小学校の指導案は誰がベースを作っているのかということについて。
事務局	指導案に関しては、昨年度、流山市教育委員会のほうで1・2年生用と3・4年生用を作成して学校に配布し、活用をお願いしております。今年度については、現在、2年生用と4年生用を作成している途中ですので、完成後また各学校に提供する予定であります。
事務局	昨年度の状況は、各学校に確認をして、全学年で実施していることは確認をとっております。

長谷川副会長	本校でも、校長が「やった？」と確認しながら、12月末までに全クラスで実施しました。
辻本会長	そのほか何か、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。では、続けて事務局お願いします。
事務局	<p>はい、資料の『いじめ重大事態に関する国への報告について』、こちらは昨年度末通知された文書なんですけれども、私たちとしても非常に大きく転換といえますか、変わった内容です。学校がいじめ重大事態を認知した場合に、市に報告が上がって、市から東葛飾教育事務所、県に報告を上げるということで、今まではそこで終わっていたものが、そこから国へ、文部科学省のほうに報告するという流れに大きく変わりました。</p> <p>内容は、重大事態の発生報告、(1)にありますけれども、これがあつた場合に、発生報告を、様式1という所定の様式で出す必要があります。細かいことなんですけれども、文科省へ報告をするというところで、この様式が昨年度からだいぶ変わりました。</p> <p>今までは個人情報、様式に、何年何組の誰々という具体的な名前まで書かれていたのが、文科省のほうは個人情報がほしいというよりも、学年、性別、何歳の子、家庭環境がどういふ子が重大事態になっているのか、どういふ概要で、どのような被害を受けて1号事案、2号事案に該当したのかという情報を知りたいという調査の一環というところで、そういう様式になっています。</p> <p>市としては、足りない部分に関しては、別紙の様式で、具体的な名前などは別の様式で提出していただく形になってはいるのですが、国の動きとして非常に大きく変わったところで、重大事態に対して、いじめ防止対策推進法ができたことで国の動きがいろんな部分で具体化されている部分の1つかと思います。</p> <p>(2)の重大事態調査の開始報告については、調査をどのように開始するのか、教育委員会が、学校主体の調査なのか教育委員会主体での調査なのか、どのような組織で調査をしていくのかというところが様式2になります。調査の開始日であったり、どういふ構成で調査をしていくのかというところが、提出する内容になっています。</p> <p>2枚目の別添資料を見ていただければ具体的な部分に分かると思うのですが、右側の図が改定された内容です。左側にある「令和5年3月31日までの流れ」というのが昨年度までの流れになっています。右側が今年度からの流れとなっており、文部科学省まで報告することになったというところが一番大きく変わったところです。</p>
辻本会長	はい、それでは、いじめの重大事態の国への報告ということで、何かご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。では続けてお願いします。
事務局	<p>はい。では次に、『いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について』ということで、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。こちらは昨年度の2月17日に市教委から各学校へ通知させていただいた文書です。この通知の中には、児童生徒の命を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないこと等の、留意すべき点がまとめられています。通知の中身をご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず1つ目、犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底ということで、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制を構築す</p>

る、学校と警察双方において連絡窓口となる職員を指定するということで通知をさせていただいております。主に、教頭先生や生徒指導主任が学校では担当職員として窓口を作っています。

次いで、各警察署管内を単位として行われる学校警察連絡協議会等を活用する、こちらは流山市では年に3回実施しております。先日、5月に第1回目が実施され、各学校の生徒指導主任の先生方が、学校での様子ですとか地域での様子、流山警察署のほうからは市内の少年による犯罪行為の傾向など情報共有をさせていただいております。

2つ目として、下記の事案等は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないということで、1つ目、「いじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案」ですが、実際にどういうものを犯罪として取り上げるかというところで、資料の最後のほうに添付資料1というのがございます。こちらをご覧いただいたほうが分かりやすいかと思っておりますので、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思っております。

(資料を読み上げて説明)

本来であれば学校の中で収めるべき内容、学校もしくは学校の設置者のほうで収めなければいけないものが主なのですが、一部のケースに関しては、なかなか学校でも対応が難しいということも出てきております。そちらについて警察への相談、もしくは学校からの通報というような形をとっていただきたいというところを、通知として出しております。

資料、文部科学省から出ている『いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)』がございました。

(資料を読み上げて説明)

「(3) 児童生徒に対するいじめ問題に係る普及啓発、未然防止の推進」について、いじめ防止授業案の作成を実施し、各学校に実施していただきました。また、学校いじめ防止基本方針について、見直しを毎年行っていただいております。毎年4月に、昨年度からの見直しを行っていただいた上で、各学校のホームページに上げていただいております。それと併せて、スクールロイヤーのいじめ防止授業、職員向けの職員研修も、各小中学校で行っています。

「3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進」ということで、今年度4月に保護者への通知を学校のほうにお願いしているところです。「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である」、突然警察が入ってくるとなると保護者の方もびっくりする部分はあると思っておりますので、こういうときには学校だけの対応ではなく警察にも協力をしていただくことがありますということを、あらかじめ学校から保護者のほうへ通知していただくことをお願いしております。

「(2) いじめの当事者となった児童生徒の保護者への対応」ということで、まず何よりも被害児童生徒を守るという観点からも、本人たちからの聴き取り、それからその日のうちに事実関係を必ず保護者にも伝える、そして徹底して守り通すことを保護者の方にも学校から伝えること、学校の対応については記録を詳細に残し、保護者への対応についても担任等のみで対応するのではなく組織的な対応を徹底することということで、教育委員会としても学校にお願いをしているところです。また、加害児童生徒の保護者については、迅速に保護者に連絡をし

	<p>て、いじめの事実を正確に説明をするということをお願いをしているところです。</p> <p>昨年度の重大事態を見ても、初期対応のところ、こうしておけばということはありませんでしたので、今年度も各学校には、初期対応を迅速に行うことを徹底してくださいということをお願いをしているところです。</p>
辻本会長	<p>それでは、せっかくですので、各委員の皆様より、それぞれのお立場で、ご意見、協議事項等ありましたらお話しいただければと思います。</p>
金井委員	<p>保護者としての立場から、学校と警察の連携、対応の実例ということで、保護者のほうから警察にお話が行って警察が対応されているというお話があったんですけども、その前に学校に相談したほうがいいのか、急を要すれば警察のほうに連絡してしまったほうがいいのか、そこを具体的に教えていただくこちらも動きやすいのかなと思いました。</p>
事務局	<p>学校のほうに一度連絡を入れてから警察というよりは、資料に載っているような事案であれば、学校に連絡せずに警察に連絡を入れていただいても、もちろん大丈夫です。ただ、警察に連絡を入れていただいた後に、学校のほうにこういうことで警察に通知しましたということでお伝えいただければと思います。</p>
事務局	<p>基本的に保護者の方の判断でそういう形になると思うんですけども、学校で相談をして警察に連絡する、というパターンもあります。保護者の方の判断で警察と直接というケースもあります。学校と連携を取ってもらって、学校に情報を事後にでも報告いただき共有することも大事なことなので、ご協力いただければと思います。</p>
今野委員	<p>今年度は、警察庁のほうからも「文部科学省からこういう通知が出ていますよ」ということで、連携してやりなさいよということがありますので、教育現場の方も警察に通報しやすくなっているのかなというのは感じております。</p> <p>その中で、警察に連絡したほうがいいのか学校に連絡したほうがいいのかというところで、例えば、どこかの路上でけんかして怪我しちゃったとか何かやられちゃったということであればダイレクトに警察でもいいんですけど、学校の中であったことというのは、一度学校の中でどういう感じなのかというところもあったり、どうしても周りの生徒さんから聞いたりも必要になってきたりすることもあるので、学校のほうとも連携を取っていただいたほうがいいのかあります。</p> <p>中には学校のほうで「警察に言ってください」ということで保護者の方を切り離してしまって、困って警察に連絡される方もいて、そうなる私たちとしては、学校がどういう方針なのかかわからないです。例えば「学校ではこういう形でやっていて、双方のご両親を呼んで、例えば今週の金曜日とかにやる予定で、そこでお互いに話し合って謝罪なりをする予定です」というような話をいただけると、じゃあ私たちはそれを見て、当事者の方と連絡を取って「その後どうですか」という形でやれるのですが、何もわからない状態で「こういうのがあったんですけどどうしたらいいですか」ということになると、警察から学校のほうに問い合わせして、その内容を聞いてまた保護者に連絡して、という形になることがあったりします。</p> <p>学校の中のことだと、ある程度学校で「こうしよう」というのがあると思います。どうしても、少年は少年法で、要は罰することが目的ではなくて、更生することが目的になるので、その子を今後どうしたらいいのか、やられた子のケアを</p>

	<p>どうするのか、というところが大事になってくるところなので、そこは、学校、教育委員会の方と連携をして、調整をさせていただいてやっていただくと助かります。</p>
鈴木委員	<p>法務局は、いじめの事案について、国の人権擁護機関として関与すべき事案については学校や教育委員会など関係機関と協力しながら対応していくこととなります。また、今日この資料を拝見させていただいて、私どもが力になれることとして皆様に知っておいて欲しいと思いましたが、インターネット上の人権侵害に関することです。</p> <p>個人がインターネット上で誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の書き込みをされるといった事案があると思いますが、私どもは、書き込みをされた方がプロバイダへ行う当該書き込みの削除要請等の依頼方法の助言や、法務局の調査の結果、書き込みが名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、法務局からプロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応をしておりますので、情報として覚えておいていただければと思います。</p>
辻本会長	<p>ありがとうございます。管轄的には、この辺りは松戸でいいのでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>はい。松戸支局でもいいですし、千葉地方法務局の人権擁護課でも行っています。</p>
中島委員	<p>私が先ほど質問したのはなぜかという、人権擁護委員というのは、松戸市の全体と流山市で、一緒にやっているんですね。だから「松戸人権擁護委員」というんですけれども、流山は今6人いるんです。松戸はもうちょっと人口が多いので15人、そういう中で、たまたま私たちの活動が、ちょうど子どもたちのいじめとか、相談、ミニレターとか、そういうものを扱っているんです。</p> <p>それから、人権教室といって、流山市の場合は3年生を対象に、2校か3校やっているんですけど、人権擁護委員が行って、先生と協力しながら1時間の授業をしている中で、かぶってしまったたり、こちらの学校で現実に行っているのに私達がしゃしゃり出てやってもいいのかな、と私は常々思っていたので、そこで質問させていただいたんです。ただ、私たちがやれるのは先生とは違う、プロではないので、近くの身近な相談できるおばさんというような形の中で、やれることをやるという形で続いているんですけれど、そういう観点で質問させていただきました。</p> <p>もう1つは、SOSミニレター、今年は特にたくさんSOSミニレターを書いてくださる子が増えているんですね。その中でやっぱりいじめとかそういうものを相談してくるので、真摯に向き合って回答しているんですけれども、中には、先生に相談できないとか、友だちにもちょっと言えないということがあったりして、私たちも回答にすごく難しいなと思うところがあって、そういうときに学校と連携が図れるといいなというので、心配な事案になると、学校に行っ様子うかがわせてもらったりとできるんですけど、そういうのじゃなくて、この子の居場所がないのかなと思ったりするときに、学校とのパイプがあったらいいなと思うのが1つです。</p> <p>また、私たちの仕事は啓発だけではなくて、実は、県に行って女性の人権相談とか、子どもの相談というのも、やっているんですね。そういうときには、不登校とかの問題も結構あって、子どもさんの今後のことを考えると、そういう電話のときにも、なるべく、より良いアドバイスをしたいと思っているので、いろいろアンテナを高くしていきたいのですが、そういうときに、出来ればもうちょっと</p>

	<p>教育委員会さんと、情報や、そういったお話ができる機会が流山市にもあるといいのかなというようなことを思いました。</p> <p>人権擁護委員は今6人いて、日本国籍ですけど外国の方もいて、とても中学校では評判がよくて講演などしているんですね。だから、上手に活用していただいて、現場が、先生たちもあまり大変にならないような形で、私たち周りも応援しているよという応援隊でいたいな、とすごく思っていて、今日はそういう意味で質問させてもらったり、お話させていただきました。</p>
辻本会長	<p>ありがとうございました。それぞれのお立場で貴重なご意見をありがとうございました。時間となりましたので、以上で協議は終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。以上で令和5年度第1回流山市いじめ問題連絡対策協議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>